

① 道路標識等で指定されている場合



この標識が
ある！

普通自転車歩道通行可



道路標示でもOK



年齢に関係なく、通行できます。



歩道を自転車で走る場合、双方向通行が可能ですが、どちらも**車道側**を通行してください。
自転車同士のすれ違いの際はお互い左側に避けるのがルールです。

2 運転者の年齢や身体状況による場合



客観的な状況に関わらず、運転者本人の条件によって認められるケースです。



13歳未満の児童・幼児



70歳以上の高齢者

車道通行に
支障がある
身体の不自由な方
(政令で定める程度の障害がある方)



中高生への影響



中高生(13歳以上)はこの年齢要件には当てはまらないため、基本的には次の「3」の判断が重要になります。

3

車道又は交通の状況からみて「やむを得ない」と認められる場合

!

車道を通行することが客観的に見て危険である(安全の確保が困難である)と認められる状況です。
警察庁や道路交通法の具体的なガイドラインでは、以下のようなケースが該当します。

1

車道の左側端に、連続して
自動車が路上駐車しているとき



左側の路上駐車で、
車道を通行するのが危険です。

2

道路工事などによって、
車道の左側端の通行が
著しく困難なとき



工事で通行できる幅が狭く、
車道を通るのが危険です。

3

車の交通量が極めて多く、
かつ車線(車道)の幅が狭いため、
接触の危険があるとき



車の量が多く、車線が狭いため、
車と接触する危険があります。

4

著しいあおり運転や危険な
追い越しを受けるなど、自動車の
運転挙動により安全を維持できない
恐れがあるとき



あおり運転や危険な追い越しで、
安全に走るのが難しい状況です。



中高生の皆さんへ

車道が**危ない**と感じたときは、
この「**やむを得ない**」場合に、歩道を通行できます。



4

歩道を通る際の「絶対ルール」

※ 歩道の主役は
歩行者です!!

1 徐行の義務

すぐに停止できる速度(時速6~8km程度、
すぐに足をつける速度)で走ること。



2 通行位置

歩道の中央から「車道寄りの部分」を
走ること。



3 歩行者優先

歩行者の通行を妨げそうになるときは、
必ず一時停止すること
(ベルを鳴らしてどかせるのは厳禁)。



歩道は
歩行者のための道。

自転車も、**歩行者を思いやる運転を**
心がけましょう。

